

## 補足説明資料

### <協議第1号>

- 堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力実施計画（案）について令和5年3月15日から令和5年4月14日までの約1か月間、両市にて意見募集（パブリックコメント）を実施。
  - ・堺市：2名6項目について意見提出あり
  - ・泉大津市：意見提出なし
- 意見要旨及び市の考え方については、「資料2-1\_【協議第1号】パブリックコメント意見要旨と市の考え方」を参照。
- 「西暦と元号を併記してほしい。」という意見を踏まえ、実施計画（案）を一部修正。

### <協議第2号>

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約を締結するため、連携協約案をもって泉大津市と協議する。
- 連携協約案をもって泉大津市と協議することについて、両市とも次回市議会の議決を得て、令和5年7月に締結する予定である。
- 連携協約の効力は、40m級はしご付消防自動車の共同運用を開始する令和6年4月1日からとする。